

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

首都圏リース株式会社

企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて

貴委員会が平成 18 年 12 月 27 日付にてコメントを募集されました、企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」(以下「基準案」という。)及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「適用指針案」という。)につきまして、以下のとおりコメントをご提出申し上げます。

記

1. 賃貸借処理廃止への疑問

現行リース会計基準では、所有権移転外ファイナンスリース取引について、一定の注記を要件として賃貸借処理が認められておりますが、その開示内容は原則とされる処理と比較しても遜色ない上、本来の賃貸借としての性格をも反映した、最も適切な会計処理方法であると考えます。

現行リース会計基準の維持を強く要望いたします。

2. 中小企業への適用について

中小企業への適用については「中小企業の会計に関する指針」により定められることとされておりますが、仮に基準案・適用指針案の適用が決定される場合であっても、「中小企業の会計に関する指針」の適用を受けない中小企業にも過重負担とならないよう、賃貸借処理の維持を強く要望いたします。

3. 適用時期について

基準案・会計指針案による所有権移転外ファイナンスリース取引の会計上の取扱いは、既に定着した賃貸借処理を否定するものであり、借手・貸手とも現行実務との乖離が大きく、実務対応には、より詳細な解説と準備期間が不可欠と考えます。

一方、税務上の取扱いについても、消費税・地方税への影響等も含め、実務対応の準備に着手できる程の内容は明らかではありません。

借手・貸手とも各社実情に合わせた実務対応、その多くはシステム開発を要しますが、その準備・着手の前提となる会計・税務上の取扱いが十分には明確にされていないこと、特に簡便な方法の採用が認められない借手、リース取引を主たる事業とする貸手は、複雑なシステム開発が不可避となることに鑑み、相当の準備期間が必要と考えます。

従って、仮に基準案・適用指針案の適用が決定される場合であっても、適用時期については「平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から」ではなく、少なくとも一年以上の延長を強く要望いたします。

以 上